

議長定例記者会見 会見録

日時：平成20年2月4日10時30分～

場所：全員協議会室

1 発表事項

- ・ 「紀伊半島三県議会交流会議（仮称）」の延期について
- ・ 「三重県食の安全・安心の確保に関する条例（骨子案）」に対する意見募集

（議長）皆さまおはようございます。2月の定例会見を始めさせていただきます。最初に一点、お断りを申し上げたいと思います。

紀伊半島三県議会交流会議の延期につきましてですが、先月1月8日の定例記者会見で発表しました、「紀伊半島三県議会交流会議（仮称）」につきましては2月8日に開催することを発表し、本日の会見で詳細をご報告する予定でしたが、地方6団体による道路特定財源の暫定税率維持を訴えるための緊急全国大会が2月8日に東京で開催をされることが決定いたしました。そのため、3県議長で協議し、4月以降に延期することが決定いたしました。改めて日程及び内容等につきましては発表させていただきますので、申し訳ありませんが、先月の発表事項を訂正させていただきます。

それでは本日の発表事項に移らせていただきます。「三重県食の安全・安心の確保に関する条例骨子案」に対する意見募集について発表いたします。

三重県議会では、昨年12月に「食の安全・安心の確保に関する条例検討会」を設置し、本県における食品の安全性及び信頼性の確保に関する条例を制定するため、これまで6回にわたりまして会議を開催し、調査・検討を進め、このたび骨子案を取りまとめるに至りました。

今後、この骨子案に対する県民の皆さまからのご意見も参考としながら、条例案を取りまとめていきたいと考えておりますので、お配りの資料のとおり、パブリックコメントを実施することいたしました。意見募集期間については、1月31日（木）～2月29日（金）までの約1ヶ月間で、郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により、ご意見の提出をお願いしたいと思います。よりよい条例案とするため、県民の皆さま方のたくさんのご意見をお待ちしております。なお、詳細につきましては、1月31日から三重県議会ホームページに掲載をいたしておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

私からの説明は以上でございます。このことにつきまして何かご質問があればどうぞお願いをいたします。

2 質疑応答

(質問) 検討会であげた今の骨子案ですけれども、それに対しての議長のご評価はどういう評価をされているのですか。ご感想でもいいです。

(議長) 6回の検討を通じて骨子案が精力的にできたというふうに評価をいたしておりますけれども、この今回の条例は理念とともに規制に関する条項も含むということでございまして、一步踏み込んだ条例になることを期待いたしているところでございます。具体的には、一定の場合に農林水産物の出荷、販売を禁止する条項、事業者が食品の自主回収を行った場合には知事に対する報告を義務付ける条項等を盛り込むことが検討中でございます。

(質問) 執行部と検討会とのやりとりの中で、執行部の方が強制罰則を設けると、場合によっては業者が訴訟を起こす場合もあり得ると、そういう牽制球を投げたわけですけれども、そこをあえて踏み込んで、こういう形で今骨子案ができていますけど、その辺はさっきおっしゃった踏み込んだものというふうな議会の意思というふうに考えてよろしいのですか。

(議長) はい。今までの条例というのは、やはり理念にかかる部分が非常に多かったと思いますが、新しい分権時代を迎えて、なかなか罰則というところまでいって警察との関係を精査するにはかなり時間がかかるということが想像されますので、この程度の踏み込みは今の時代背景として当然のことではないかというふうに考えております。

(質問) 仮にこれで条例に関して県内とか県外の業者等で訴訟が起きた場合には、議会もそれなりの責任相応のものという形で、執行部と一緒にその訴訟に受けて立つというご覚悟はおありなのですね。

(議長) 行政の執行権は執行部にあるわけでありまして、議会がどこまで関与するのかということはちょっと私今即答できかねますけれども、やはり条例である以上、さまざまな今おっしゃったような訴訟ということも想定内にはありますけれども、そこは議会の責任の取り方ということ是非常に難しい問題で、ちょっと即答できません。

今の話で、われわれの責任の取り方について、知事からも「議会の責任の取り方」ということをよく言われるのですが、われわれは4年に一度の選挙を通じて県民からチェックを受けるということになっていますので、そういう責任の取り方ではないのかなと私は思っております。

(質問)議長は「せんたく」に参加されましたけれども、参加した理由をお聞かせください。

(議長) 昨年の年末であったと思いますけれども、北川正恭さんから私に電話がありまして、会いたいということでお目にかかりました。それでかなり長い間、私は彼が知事をお辞めになってからお目にかかったのは初めてでございまして、5年ぶりにお目にかかりました。積もる話もいろいろといたしまして、その中で「せんたく」という改革連合を起こしたい、については参加をしてもらえないかということございまして。今まではどちらかといえば学者の方、あるいは国会議員の方によってこういう種類の会合というものはもたれてきたように思うのですが、今回初めて地方の自治体議会を取り上げて、そしてまた市あたりの首長さんも参画をして総合的にやりたいという意向でございました。私はいろいろお話をうかがったのですが、「せんたく」という名前は一体何ぞやということでしたが、皆さんもご承知のように坂本竜馬が姉に当てた手紙の中に、「日本を今一度せんたくいたしたく申し候」という言葉が書かれているのですが、その中の「せんたく」いわゆるウォッシングの洗濯と、それから今非常に膠着状態になっております中央政界がどういう方向へ進んで行くかということへの選択、チョイス、こういう二つの意味が込められているというふうに理解をいたしました。北川さんの話の中で、これを進める理念として「生活者起点」、お得意のフレーズですけども、これともう一つは「地方分権」、これをやはり達成しなければ日本の国は変わらない。それからもう一つは今最もホットな課題でありますけれども「環境」という、この三つをテーマに掲げてやっていきたいということございまして。やはり今までの霞ヶ関の官主導、中央集権の政治を変えなきゃいけないということ、平成元年くらいからもう20年もこうして活動してきたけれども、一向に先が見えてこない、具体性が見えない、こういうことから、ぜひこの「せんたく国民連合」というものを立ち上げたい、ということでありましたので、私は何ら異論のあるところでもありませんし、大変結構な旗揚げではないかということ、私は感じまして、一応議会の代表者の皆さん方にご了解を得て、参画をさせていただくことにしたわけでございます。その中で、昔、明治時代に自由民権運動がありましたけど、板垣退助さんを中心に、こういう運動は地方から盛り上がってきたということを思いますし、

北川さんが言っているように、平成の民権運動というような位置付けで、私もたいした力はありませんけど、何かお役に立つことがあればということで、参画をいたしたさせていただきます。

（質問）三重県議会の議長として、その中で具体的にどういうことを訴えていきたいとか、進めていきたいのでしょうか。

（議長）やはり何といたっても地方分権ということだと思います。地方分権が進むことによって、議会の役割や責任が大きくなって来るわけですから、われわれが今進めている議会改革と正にその方向性は合致するものであると考えています。もちろん、生活者起点という考え方も大切でありますし、また環境ということは今後地域社会でもっともっと取り上げ、そして前進をさせていかなければならないということは、私もまったくの同感でございます。

（質問）北川さんにお会いになったのは三重県内ですか。

（議長）名古屋市で、年末もかなり押し迫っていたと思うので、お互いに出掛けて行って、名古屋でお目にかかりました。

（質問）昨日（2月3日）本来ならば全体会の発足というのを予定されていたのですが、これはとりあえず延期になっているみたいですが、その辺は何かご存知ですか。

（議長）私の想像ですが、これについても彼から電話がありましたけれども、「ちょっと延期するから」というお話でありました。その背景として、国会が道路特定財源で非常に紛糾しているというようなこともあり、そういうことになったのではないかと想像しています。

（質問）道路財源の関係で、中央もちょっとゴタゴタしているので、参加メンバーを含めて、もう少し落ち着いてからというふうなことを北川さんが電話でおっしゃっていたのですか。

（議長）そうです。その背景には、おそらく前回の私を含めて数人の発起人ということ以外に、今後国会議員を参画してもらおうという考え方が彼の中にあるというふうに思います。そのために、国会が紛糾しているために延期がされたというふうに私は理解をいたしております。

（質問）世話人会が発足した後に、全国の都道府県知事に向けて、会の方が参加要請の文書を出されて、三重県知事の方にも来たみたいですけど、先週知事は断られたというふうなことなのですか。

（議長）その辺はもともとこの母体が、21世紀臨調が主体的にこういう事務的なこと等々をやっておりますので、私には全然わかりません。そういうことを各首長に出されたということも私自身は今聞くまで知らなかった。

（質問）他の会派の代表者の方達というのは、今後「せんたく」についてどういうふうに対応されていくというのは表明されていらっしゃるのですか。

（議長）私はありのままを皆さんにお伝えし、ご同意を得たわけでございまして、三重県議会全体がこういう方向へ行くということではなしに、私個人として参加をさせていただくという了解を得ております。ただ、今の立場が三重県議会議長という立場でありますので、議長在任中はその肩書きは使わせていただくという了解でございます。

（質問）他の会派から参加したいとの旨の話は来ていないですか。

（議長）別にありませんけど。

（質問）政策討論会議の福祉医療費が、ほぼまとまってきましたけれども、次のご予定というかテーマはあるのですか。

（議長）今のところ考えておりませんが、例えば今回の、間もなく始まります2月からの議会等におきまして問題が提起されるようなことがあれば、ただちに政策討論会議を開いていきたいと考えておりますけれども、今これをやろうというのは今のところございません。

（質問）赤福が2月6日営業を再開されますけれども、県民の代表である議会として、今後赤福に対して求めていきたいことは何かありますか。

（議長）今まで300年の歴史を持つ赤福さんの内部というものは、あるいは物の考え方というものは、われわれ県民にはあまり透明ではなかったし、分かりにくかったと思いますけれども、今回の一連の事件を通じて非常に前向きに情

報公開をされたり、施設を公開されたり、そういうことをされておることに非常に高く評価をさせていただくものでありまして、今後やはり一伊勢のお菓子ということの位置付けではなしに、今や日本中の皆さんが求められるお菓子に成長しているということをふまえて、今後とも今の姿勢を持ち続けていただくことを強く期待いたしております。

（質問）先ほど「せんたく」のお話のからみとか、3県議会交流会議の話で出ましたけども、道路特定財源の件について、昨日、「みえのみち」の総決起大会に議長も出席されていましたが、改めて道路特定財源、ガソリン税うんぬんに賛成のお立場か、反対のお立場かというのをご説明いただけますか。

（議長）道路につきましては、日本中が画一的に議論をするということは如何なものかと私は思っております、東京と三重県とでは大きな事情が違うのです。今までの道路の整備状況を考えましても、やはり交通事故対策や防災対策など県民の安全安心という面でも、不十分だと現状では考えております。今回の問題で道路特定財源を無くすということになりますと、ただちに三重県におきましても、29の市町におきましても、合計で450億円ある今の道路特定財源による歳入が約240億円に半減するという現実を考えますと、その足りない財源をどこからもってくるのかということは非常に心配でございます。いろいろ考え方はあると思うのですけれども、ガソリンの値段一つとりましても、日本は非常に高いからというお話ですけど、先進諸国ではイギリスの225円、ドイツの223円、フランスの212円、韓国ですら193円、こうすることで日本よりも安いのはアメリカだけあります。アメリカと日本を比較するというのは国力上非常に無理があるのではないかと考えておりますけれども、そういうことで私は昨日の大会でも申し上げたのですが、やはり地方分権という時代のあるべき姿を考えたときには、今は国頼みの道路投資ということになっておりますけれども、そういう財源配分の方式ではなくて、地方で自ら財源を確保できるような、税金全体を見直すことが、中長期的にわが国にとって非常に大事なのではないかと、行き着くところは地方分権を断行しなければ、こういう問題は解決できないのではないかと、このように考えておるところでございます。このままわれわれとしては、道路特定財源でなくても、どんなお金でもよろしいのですけれども、地方の道路というものを確保していかなければ、今問題になっております大都市と地方の格差というものは、ますます拡大することが必定だろうとこういうふうに思っているところでございます。そういうことで、道路の特定財源の今後はどのようになっていくのかわかりませんが、十二分に与野党が話し合いを通じて、よく日本の行政の中にあるのですが、

行政が出していったものは、必ず修正されれば面子がつぶれるとか、プライドが傷つくとか、そういうことがよく議会との関係の中であるわけですが、これはまたわれわれ地方の議会にもあることですが、やはり本来の民主主義というものはおおいに歩み寄って修正をしたり、考え方を胸襟を開いて話し合うということが民主主義の一番大事なところだと私は思いますので、そういう意味では今後の議論はおおいに話し合いによって、よりよい解決をしてもらいたい、そして道路の財源というものは、これを削っていくというようなことは今先進諸国の例を見ましても、まだまだ日本の道路は貧弱で国民、県民の安全安心確保には程遠い状況であるということを思っております。

(以 上)

11:00 終了